

○生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則(平成24年6月生駒市規則第21号)新旧対照表

現行		改正案	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
1 舞台設備		1 舞台設備	
略		略	
備考 略		備考 略	
2 照明設備		2 照明設備	
略		略	
備考 略		備考 略	
3 音響設備		3 音響設備	
附属設備	1回当たりの使用料の額	附属設備	1回当たりの使用料の額
基本音響装置	1式100円	基本音響装置	1式100円
はね返しスピーカー	1式210円	はね返しスピーカー	1式210円
<u>ワイヤレスマイクロホン</u>	<u>1本100円</u>	<u>ワイヤレスマイクロホン</u>	<u>1本100円</u>
		<u>ダイナミックマイクロホン</u>	<u>1本100円</u>
<u>コンデンサーマイクロホン</u>	<u>1本100円</u>	<u>コンデンサーマイクロホン</u>	<u>1本100円</u>
		<u>ダイレクトボックス</u>	<u>1個100円</u>
備考 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。		備考	
		1 はね返しスピーカーについては、2台で1式とする。	
		2 <u>ワイヤレスマイクロホン、ダイナミックマイクロホン及びコンデンサーマイクロホンについては、合計3本目から使用料を徴収する。</u>	
		3 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。	
4 その他の附属設備		4 その他の附属設備	
附属設備	1回当たりの使用料の額	附属設備	1回当たりの使用料の額
フルコンサートグランドピアノ	1台4,090円	フルコンサートグランドピアノ	1台4,090円
グランドピアノ	1台730円	グランドピアノ	1台730円
<u>OHP</u>	<u>1台420円</u>		

OHC	1台630円
16ミリ映写機	1台2,090円
液晶プロジェクター大	<u>1台1,360円</u>
モバイルルーター	<u>1台210円</u>
調理台	1台210円

備考

- 1の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに1回の使用とする。ただし、当該許可が2日以上連続した使用に係る場合は、1日ごとに1回の使用とする。
- ワイヤレスマイクロホン及びコンデンサーマイクロホンについては、合計3本目から使用料を徴収する。
- この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第2(第2条関係)

1 舞台設備

略

備考 略

2 照明設備

附属設備	1回当たりの利用料金の額
基本照明装置(生駒市図書館に係るもの)	1式1,470円
基本照明装置(北コミュニティセンターISTAはばたきの小ホールに係るもの)	1式1,570円
基本照明装置(前2項の基本照明装置を除く。)	1式2,090円
アッパーホリゾントライト	1式630円
ロアーホリゾントライト	1式940円
センターピンスポットライト	1台1,680円
<u>ピンスポットライト</u>	<u>1台1,680円</u>
エフェクトマシン	1式730円
ミラーボール	1台100円

備考 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

OHC	1台630円
16ミリ映写機	1台2,090円
液晶プロジェクター	<u>1台210円</u>
調理台	1台210円

備考

- 1の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに1回の使用とする。ただし、当該許可が2日以上連続した使用に係る場合は、1日ごとに1回の使用とする。
- この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第2(第2条関係)

1 舞台設備

略

備考 略

2 照明設備

附属設備	1回当たりの利用料金の額
基本照明装置(生駒市図書館に係るもの)	1式1,470円
基本照明装置(北コミュニティセンターISTAはばたきの小ホールに係るもの)	1式1,570円
基本照明装置(前2項の基本照明装置を除く。)	1式2,090円
アッパーホリゾントライト	1式630円
ロアーホリゾントライト	1式940円
センターピンスポットライト	1台1,680円
エフェクトマシン	1式730円
ミラーボール	1台100円

備考 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

3 音響設備

附属設備	1回当たりの利用料金の額
基本音響装置	1式100円
はね返りスピーカー	1式210円
<u>ワイヤレスマイクロホン</u>	<u>1本100円</u>
<u>コンデンサーマイクロホン</u>	<u>1本100円</u>

備考 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

4 その他の附属設備

附属設備	1回当たりの利用料金の額
フルコンサートグランドピアノ(たけまるホールに係るものを除く。)	1台4,090円
フルコンサートグランドピアノ(たけまるホールに係るもの)	1台1,260円
グランドピアノ	1台730円
<u>OHP</u>	<u>1台420円</u>
OHC	1台630円
<u>16ミリ映写機</u>	<u>1台2,090円</u>
液晶プロジェクター大	1台1,360円
液晶プロジェクター小	1台210円
<u>モバイルルーター</u>	<u>1台210円</u>
陶芸窯(素焼きの場合)	1台1,780円
陶芸窯(本焼きの場合)	1台2,300円
電気窯小(素焼きの場合)	1台1,360円
電気窯小(本焼きの場合)	1台1,780円

3 音響設備

附属設備	1回当たりの利用料金の額
基本音響装置	1式100円
はね返りスピーカー	1式210円
<u>ワイヤレスマイクロホン</u>	<u>1本100円</u>
<u>ダイナミックマイクロホン</u>	<u>1本100円</u>
<u>コンデンサーマイクロホン</u>	<u>1本100円</u>
<u>ダイレクトボックス</u>	<u>1個100円</u>

備考

- 1 はね返りスピーカーについては、2台で1式とし、追加で使用する場合には、1台110円の利用料金を徴収する。
- 2 ワイヤレスマイクロホン、ダイナミックマイクロホン及びコンデンサーマイクロホンについては、合計3本目から利用料金を徴収する。
- 3 この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

4 その他の附属設備

附属設備	1回当たりの利用料金の額
フルコンサートグランドピアノ(たけまるホールに係るものを除く。)	1台4,090円
フルコンサートグランドピアノ(たけまるホールに係るもの)	1台1,260円
グランドピアノ	1台730円
OHC	1台630円
液晶プロジェクター大	1台1,360円
液晶プロジェクター小	1台210円
陶芸窯(素焼きの場合)	1台1,780円
陶芸窯(本焼きの場合)	1台2,300円
電気窯小(素焼きの場合)	1台1,360円
電気窯小(本焼きの場合)	1台1,780円

電気窯大(素焼きの場合)	1台2,720円
電気窯大(本焼きの場合)	1台3,670円
電気窯(七宝焼窯用)	1台310円
調理台	1台210円

備考

- 1の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに1回の使用とする。ただし、当該許可が2日以上連続した使用に係る場合は、1日ごとに1回の使用とする。
- 前項の規定にかかわらず、陶芸窯及び電気窯は、窯入れから窯出しまでの使用をもって、1回の使用とする。
- ワイヤレスマイクロホン及びコンデンサーマイクロホンについては、合計3本目から利用料金を徴収する。
- この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

電気窯大(素焼きの場合)	1台2,720円
電気窯大(本焼きの場合)	1台3,670円
電気窯(七宝焼窯用)	1台310円
調理台	1台210円

備考

- 1の申請に対する附属設備の使用の許可ごとに1回の使用とする。ただし、当該許可が2日以上連続した使用に係る場合は、1日ごとに1回の使用とする。
- 前項の規定にかかわらず、陶芸窯及び電気窯は、窯入れから窯出しまでの使用をもって、1回の使用とする。
- この表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。